

別記様式第 21 号（計画を定めた際に行う公告（第 37 条））

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 35 条第 1 項の規定により経営管理実施権配分計画を定めることとしたため、同法第 37 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理実施権配分計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 3 0 日

松江市長 上定 昭仁

記

1 経営管理実施権配分計画対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班 ・分班	地目	面積 (ha)	経営管理実施 権の存続期間	備考
松集 25-1 (松配 25-1)	松江市宍道町上来待 2778-1	711 は 8 外 2	山林	0.0455	2036 年 3 月 31 日まで	
松集 25-1 (松配 25-1)	松江市宍道町上来待 2784-1	711 に 23 外 1	山林	0.0433	2036 年 3 月 31 日まで	
松集 25-2 (松配 25-1)	松江市宍道町上来待 2785-2	711 に 23 外 1	山林	0.0412	2036 年 3 月 31 日まで	
松集 25-2 (松配 25-1)	松江市宍道町上来待 2786-1	711 に 23 外 1	山林	0.1278	2036 年 3 月 31 日まで	
松集 25-2 (松配 25-1)	松江市宍道町上来待 2789-1	711 に 1 外 3	山林	0.0699	2036 年 3 月 31 日まで	

2 経営管理実施権の設定を受ける林業経営者

フリガナ	マツエシンリンクミアイ ダイヒョウリジクミアイチョウ ナカタニキクオ
氏名又は名称	松江森林組合 代表理事組合長 中谷 喜久雄
住 所	〒690-0045 島根県松江市乃白町 219 番地
電話番号	0852-24-7228

3 縦覧場所 松江市 産業経済部 農林基盤整備課

4 本公告により、森林所有者及び市町村に経営管理受益権が、2 の林業経営者に経営管理実施権が設定される。